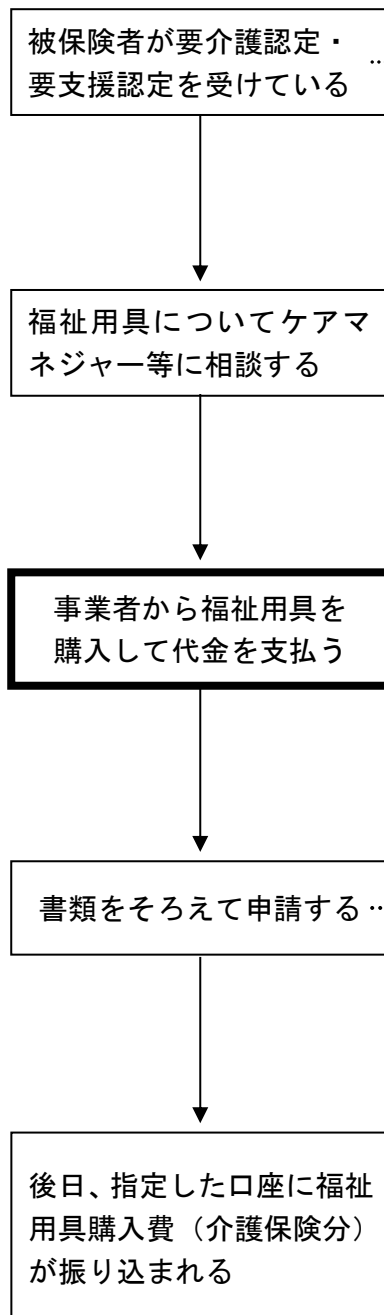


特定福祉用具購入費支給までの流れ



生活環境を整えるための福祉用具購入に対して、要介護区分（要支援 1，2・要介護 1，2，3，4，5）に関係なく、年間 10 万円まで（負担割合に応じ、1 割～4 割を自己負担）福祉用具購入費が支給されます。（毎年 4 月 1 日から 1 年間）

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

対象種類

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部分
3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分
6. 固定用スロープ
7. 歩行器（歩行車を除く）
8. 単点杖（松葉づえを除く）
9. 多点杖

※6～9 は販売・貸与の選択制の福祉用具です。

申請のために必要な書類

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入申請書
※選択制の福祉用具の場合、「福祉用具が必要な理由欄」に貸与ではなく販売に至った理由を記入してください。
- ② 購入し、申請する特定福祉用具のカatalogの写し（すのこを購入した場合は、図面及び見積書の添付も必要となります。）
- ③ 受領委任状（受領委任払いを希望される場合）
- ④ 申請委任状（窓口への申請が代理の場合）
- ⑤ 領収書原本（被保険者氏名・日付入り）
- ⑥ 特定福祉用具が必要な理由が記載された居宅介護（介護予防）サービス計画の写し（第 1 表・第 2 表）
※居宅介護（介護予防）サービス計画が作成されない（担当介護支援専門員等がない）場合は不要です。
- ⑦ 特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）の場合、別紙 1 及びその他必要書類

不明な点についての御質問・お問合せ先
座間市福祉部介護保険課 介護保険係
046-252-7719（直通）